

大和市告示第180号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成25年10月21日

大和市長 大 木 哲

1 指定区域

大和市下鶴間二丁目2820番1及び2821番6の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物